

月刊自治労連デジタル

(ホームページ版)



18回「子どもの豊かな育ちと読書の喜びを 学校図書館・公共図書館の充実を求めるつどい」(東京)

▼2019年4月号 contents

- ・「世界の運動から何を学び、生かすか」自治労連の国際シンポ成功のために
(全労連事務局次長・国際局長 布施 恵輔)
- ・元文科省事務次官 前川喜平氏講演録「子どもの育ちを保障する教育行政と
学校図書館・公共図書館(後半)」

発行 日本自治体労働組合総連合
連絡先 03-5978-3580
<https://www.jichiroren.jp/>

2019.4.27

2019年3月15日に、5月に開催を予定している国際シンポジウムに向け、自治労連本部内で行われた学習会の内容を、編集部責任で書き起こし掲載いたします。

「世界の運動から何を学び、生かすか」 自治労連の国際シンポ成功のために

全労連事務局次長・国際局長 布施 恵輔

はじめに

自治労連の5月19日の国際シンポにあたり、すでに準備や議論が進んでいるかと思えます。全労連として国際交流のあり方と重要視している点についてお話しします。

自治労連の場合、国際組織には未加入で、日常的国際交流の機会が少ないと思われます。私たち日本から見て、世界の労働組合はどういう活動をしていて、また世界から日本の働き方はどういう位置にあるか、今の運動の課題を簡単にふれておきます。

現場の労働者や地方組織の組合員のみなさんは、世界の人たちがどういう環境で働いているかを比較することは多くありません。その点では、国際シンポをすることは「学べてよかった」となると思います。

長時間労働、休日が少ない日本

日本人の働き方は、「長時間労働で、休日が少ない」ことが大きな問題としてある。世界のどこへ行っても、議論しても大きな問題となります。

今回の国際シンポには、韓国の代表も参加

する予定ですが、とくに韓国と日本が長時間労働でトップ（ワースト）を争っています。

今年1月の終わりに、イタリアのナショナルセンターの大会に参加しました。ヨーロッパ諸国のほとんどが参加し、アジアからも韓国と日本の連合も参加していました。

ヨーロッパでは、いま労働時間の規制緩和を進める動きがいくつかあり、その中の筆頭がハンガリーです。昨年2018年の秋に、ハンガリーの政権が「年間の残業時間上限を400時間にする」と提案して、「残業時間400時間は奴隷法だ」と大闘争になっています。

日本は働き方改革でいろいろ条件は厳しいけど、上限がついた。といっても、「年間720時間」まで可能な法律の枠組みがある。韓国も文在寅（ムン・ジェイン）に政権になり、日本の労働基準法にあたる法律が変わり、残業の上限がかかっています。ただ、抜け穴があり、まだ全面的に実施になっていないので労働時間が長いです。

大会でイタリアの女性から「ハンガリーが、いまこんなひどいことになっている。あなたたちの国はどうか？」と聞かれて、韓国

(民主労総)の方と私は「どうしよう?」と受け答えに困りました。「400時間で奴隷法」と、労働者が街や外に出てたたかっている国の人たちと比較すれば、日本や韓国は落ち込んでしまいます。

有給休暇取得率も相変わらず 50%台のままで、これも韓国と並んで非常に低い。有給休暇が 100%取得できている国は、ヨーロッパや南米に多い。非常に長時間労働で、休日が少ないことは、「日本の特徴」になっています。

海外の労働組合の仲間と労働条件について話をする場合、必ず話題に出てくるし、労働時間など労働条件やたたかいを知りたい人が多いです。全労連の組合も、自分の職場や職種の範囲を越え、他市、他県の人たちがどう働いているかを比較し、運動にいかしています。日本と海外の働き方と比較し、私たちには「何が欠けているか」を認識しないと、ただ「日本人はまじめだから」で片付けられてしまいます。

労働時間について言えば、根本の原因は「法律・労働協約による規制が弱い」からで、海外の実態とたたかいを学ぶことは非常に大切なことです。

日本では基本的権利、人権が職場で実現していない

もう1つは、日本のなかでは、基本的な権利や人権が職場では実現していないことであり、労働者自身がそれを自覚できていません。

学習会等で、公務員の労働基本権について、他の国ではどうなのか具体例をあげるとビビットに響きます。例えば、消防職員の団結権を一律に禁止している国は、日本ぐらいです。国公労連の学習会で「アメリカの国家公務員

の労働組合は、どこが一番大きいと思います?」という質問をします。日本の国公労連は、省庁の大きさからいっても労働と司法、法務が大きな組合ですね。

しかし、アメリカの連邦政府職員労連のなかでは一番組合員数が多いのは「国防総省」です。アメリカの国防総省の組合は、団交の項目に制限があり賃金は交渉できませんが、それ以外の労働条件については、国防長官と団体交渉をしています。

日本の防衛省は、ホワイトカラーも含めて団結権はないし、警察も同じです。ILO 基準では「制服(ユニフォーム)の軍人は団結権を禁止してもよい」となっていますが、ホワイトカラーの公務員(労働者)たちは団結権があります。

日本では基本的な権利、人権が職場ではなかなか実現されていないということを実感してもらうことは大切なことだと思います。もっと権利がすすみ、当たり前ようになっていくことが大切です。権利・人権が守られている国が存在し、その権利を行使し労働条件を向上させている労働者が世界にいることを知ることは大切なことだと思います。

例えば、ポルトガルでは、1933年に成立したアントニオ・サラザールによる独裁体制が続いていました。1968年にサラザールが亡くなり、そのあと引き継がれた独裁政権を倒す革命が1974年に起こり、いまの民主共和国となりました。軍事独裁政権のサラザール政権を倒す過程のなかで、軍人が職務を放棄します。そのなごりで制服の軍人にも職員協会があり、そこが防衛省に要望書を提出します。労働条件は交渉できませんが、配置やシフトの問題については申し入れをして労働条件を改善させています。

ヨーロッパの国では警察の団結権がほとんど認められていることなどを、日本の組合員が知ることによって日頃の活動に生かしてもらうことは大きなことだと思います。

格差、差別にたいして 大きく遅れている日本

もう一つポイントとなるのは、正規と非正規の格差やジェンダー差別にたいして、日本が大きく遅れていることです。

正規・非正規の格差の問題で、日本はILO第111号条約を批准できていません。雇用形態における差別が半ば認められていて、同一の仕事であるのに賃金が違う状態があり、これは世界から見れば普通ではないことを認識する必要があります。また日本の場合、ジェンダー差別が根強くあることも認識しなければいけません。

残業代を英語では「オーバータイム ペイ (overtime pay)」と言います。オーストラリアは「ペナルティ ペイ (penalty pay)」と言われますが、残業代は誰に対するペナルティなのか。

オーストラリアは労働運動が盛んで、世界で初めて8時間労働を法律で定めた国です。そういう意味では残業は使用者に対するペナルティで、残業という言葉自身にそのニュアンスを持たせています。国によって、残業することに対する考え方も違う。そういうことを私たちはもっと知って、私たちが職場や組合員と対話するうえで生かすべき情報はたくさんあります。国際シンポでは直接聞くことができる機会であり、非常に大きなことです。

オーストラリアでは1856年に8時間労働制が初めて法制化されましたが、日本で言えばまだ五箇条の御誓文が出る前です。

1907年(明治39年)に、最低賃金制がオーストラリアではスタートし、明治時代に基準労働時間週38時間です。

平日の残業は、最初の2時間が50%増し、その後は2倍増し。土曜日の出勤は最初の2時間50%増し、その後は2倍。日曜は最初から2倍、祝祭日は2.5倍です。このようにすすんでいる国の経験を知ることによって励まされます。

外国の例をたくさん出すと、「うらやましい」と思われて、職場に戻ると「ああ、しんどい」となりがちです。お互いの違いと共通点を学び、どうやったら一緒にたたかえるのかを考えることが確信につながります。そこを理解してもらうことが国際シンポでできたらいいのではないかと思います。

世界の労働組合の仲間は どんなたたかいをしているか

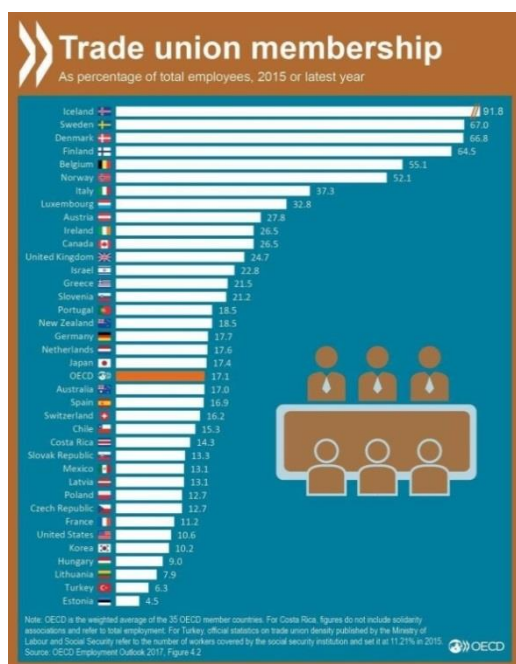
世界の労働組合については、ほとんど報道もなく知られていません。労働組合の組織形態(企業組合、産業別組合)、協約の適用範囲、社会的影響力なども大きな違いがあります。

2016年にOECDが発表した2015年の労働組合の組織率データ(次頁グラフ参照)で、オレンジの棒がOECD(17.1%)平均で、そのすぐ上が日本(17.4%)です。

一般的に言えば、労働組合の組織率が高いほうがいいに決まっています。一番上からアイスランド、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ベルギーぐらいまで大体6割以上あります。

今回、自治労連が招待しているイギリス24.7%、アメリカ10.6%、韓国10.2%と、それぞれ組織率の違う国がきます。この組織率は民間と公務を足した国全体の組織率です。

2019年4月27日



＜資料グラフ：OECD 労働組合の組織率＞

よくストライキがある国として思い浮かぶのがフランスですが、フランスの組織率は11.2%です。私たちの一般的なイメージとしては、フランスはストライキが盛んで、公共交通が止まり、管制官がストライキし、飛行機が遅れるというイメージをもっている。そのフランスの組織率でも11.2%しかない。

では組織率が上位にある国々が頻繁にストライキをし、戦闘的にたたかっているかというと、そういうことはない。これは組合のスタイル、運動の歴史の違いもありますが、組織の社会的影響力の違いがあり、協約の適用率が決定的に違うからです。

日本の組織形態は、企業別組合が中心で、そのうえ結んだ労使協約が基本的に企業内の組合員の範囲にしか適用されていません。一方で、ヨーロッパの国々ではあまりこういう国は存在していない。日本と近いパターンの先進国はイギリス、アメリカ、カナダです。

ドイツのように、組合員でない労働者が、

組合の協約の適用は受けることができる国の方が多く、そういった国々では労働組合の社会的影響力、発言力は大きい。

いまマクドナルドなどのファストフードで時給を引きあげる「ファイト・フォー・フィフティーン（15ドルのためのたたかい）」という運動があります。イタリアのサービス業を組織しているニードルという組合の方に「イタリアのファストフードの労働者はどうなっていますか」と聞きました。

イタリアでは「労働条件が三階方式となっています。まず法律で一番下の一階が決まっています。その上に産業別協約がのり、その上に企業別協約がのっているの、基本的に労働条件は三段階で決まります。マクドナルドは企業としては協約を結んでいないので交渉中です。マクドナルドの労働者は最低賃金と法律で決められている部分とサービス業、レストラン業の産業別協約という二階までいっている。だからアメリカのように最低賃金に時給がはりついていることはありません」と断言されました。労働組合に入らなくても、労働組合が交渉して結んだイタリアでは二階部分の賃金引き上げがマクドナルドの労働者であれば適用される。この形はヨーロッパでは普通に存在している。

先ほどのフランスの組合組織率は11.2%です。でもルノー、プジョー、エールフランスなどでは、頻繁にストライキをしています。それは憲法でスト権は個人がもっていて、労働者がストをしたいという適切な呼びかけさえあれば個人でも参加できる。

フランスの場合も労働協約適用労働者は組合の人数よりはるかに多い。組合員は極めて少ない。とくに民間でいえば推定組織率6%だと言われていますが、ストライキが起

2019年4月27日

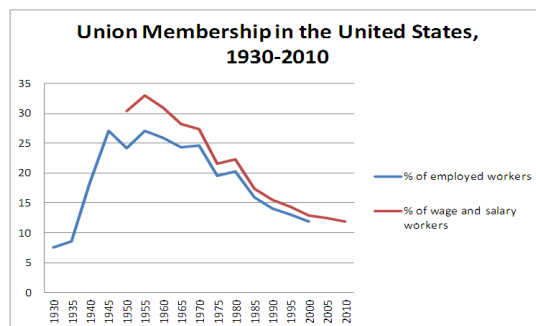
こっています。職場で100人いるなかでたった5～6人しかいない組合が、組合員以外の90何人によびかけたら自主的にストライキに参加してくる。これは日本の活動スタイルとはまったく違います。すべてを参考にすることはできないのですが、フランスのようなことが世界に存在している。世界の人たちがどうやってストライキをやっているかをちゃんと認識しておくことはとても大事なことです。

労働組合の社会的影響力

組合の組織形態（企業組合、産業別組合）、協約の適用範囲が決まっているところ、あるいは拡張適用があるところ、社会的影響力なども大きな違いがあります。例えばフランスなどは5つ大きなナショナルセンターがあります。過半数のナショナルセンターが合意しなければ労働法制を基本的には、変えることができない。この5つのナショナルセンターが発言することに大きな意味があり、報道もされ、周知もされる。世界のナショナルセンター間には違いもありますが、いくつか共通していることもあります。

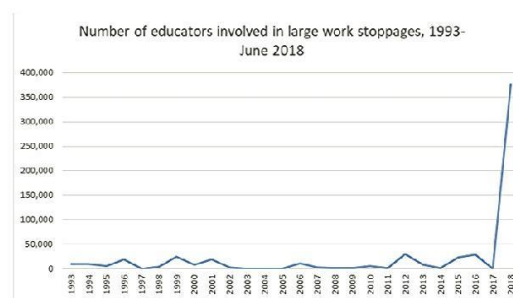
世界各国を見ると、どの国も公務の組合は組織率が基本的に高いので、運動の中心を担っているパターンが多く、これは日本も同じで、民間の方が組織率は低いです。

いま世界の労働組合の共通の悩みは、組合員と社会的影響力の減少です。世界の組合のなかで「うちの国は急速に組織を伸ばしました」という話はあまり聞かない。しかし、ここ数年を見ると新しい動きもたくさん出ています。



＜米国の労働組合組織率の推移グラフ＞

アメリカの組織率の出し方は賃金労働者あたりの組織率と労働者全体の組織率の二通りあります。全体的な傾向としては、1955年をピークにして基本的には下がっていますが、日本を含めて先進工業国と言われる国では概ね同じような経過をたどっています。



＜ストライキに参加した米国の教員数推移＞

このグラフは連邦の労働局が発表した統計をもとに、1993～2018年6月までの推移をアメリカ人が作成したものを借りました。ストライキに参加した教員（地方公務員）数の推移を見ると、2018年だけストライキの数が急激に上がっています。

先月初めに発表になったアメリカ全体のストライキ統計でも、民間も含めて2018年は急激な変化が起きて、そのなかでも教員が一番変化しています。いまアメリカではストライキでたたかうことが「流行って」います。

地方公務員である教員は、ストライキを禁

止されている人たちで、正確に言えば「合法的なストライキ」ではないですが、誰も処分されていません。アメリカの教員はストライキで、労働条件の向上を勝ち取っていますが、このたたかいについては、国際シンポでアメリカの代表からの話を聞いていただきたいと思います。

グローバリゼーションのもとで 何が起きているか

組合員の減少と労働組合の社会的影響力の弱まりがおきている背景と労働者全体の課題として、「グローバル化」があります。そのグローバル化について公務に限らず、全体像について説明します。

グローバル化（グローバリゼーション）という言葉は、90年代から使われました。そもそもグローバリゼーションのグローブ（globe）は地球の意味で、野球のグローブ（glove）ではない。地球が一体になっていくという意味でグローバリゼーションと言い、中国語では「全球化」です。グローバリゼーションは「世界が一体になっていく」というニュアンスです。

グローバリゼーションというのは、人やモノ（生産物）、資本（金）が自由に国境を越えて動くことが本質的な意味です。私たちの生活は基本的にグローバル大企業に支配されている。

下のイメージ図の周りにあるのは、各国の企業のブランドですが、その真ん中にあるのは世界で展開しているトップ企業です。

例えば、ネスレ（Nestle）、コカ・コーラ（CocaCola）、ペプシコ（pepsico）などの会社は、世界中どこでも飲めるので世界的に展開している企業であることは分かる。

「U」はユニリーバですが、日本ではシャンプーや石鹸が主ですが、いまパキスタン、アフガニスタン等に進出し、トイレタリーやバス用品の生産量では相当数を占めている。

「ダノン」は日本ではヨーグルトが一番の商品ですが、ヨーロッパでは多くの食品市場を占めている。

この図の真ん中にある会社は世界中の市場を席捲し、いろんな国の企業を傘下に収めて、モノを売り買いしています。これがグローバル化です。

一番安い原材料を調達し、一番安い賃金の



労働者を雇用し、一番売れる市場で売る。これに必要なのは、関税と非関税障壁をなくしていくことです。

世界貿易機関（WTO）をつくり、貿易のルールを一括して管理し、できるだけ関税を下げる。非関税障壁は関税だけではなく、通貨・申請・特許の手続き等を簡素化し、できるだけ国境を越えてビジネスがしやすくするようにつくってきている。これは80年代から着々と世界中で進められて、かなり完成に近づいている。

自由貿易が実感できる例として、TPPができてからニュージーランドとオーストラリアからの牛肉の輸入が、この1年で2～3割ぐらい増えました。その他にもブラジル産の鶏肉、スペイン産の豚肉等の輸入量が、近年増えています。また、中東のオマーンから輸入されたインゲンがスーパーで並んでいますが、それで利益が出るわけです。それはいったいどういう世界なのかを考えなければいけません。

モノが自由に行き来する 80～90年代グローバル社会

日本の自動車会社はいま東南アジアの拠点は、ほとんどタイのバンコク周辺になっている。トヨタも日産も大きな拠点をバンコクに置いています。日本とASEANの間はFTA協定が存在しており、日本とASEANの間で車や部品が行き来することに関税はほぼかかりません。

自動車のようにかなりの技術が必要で、価格として大きいものであれば、それがペイする可能性は高いです。だからこそ、自動車や電気製品からグローバル化はすすむのです。

一番象徴的であったのは、日産のマーチ、

トヨタのカローラがタイで完成車をつくり、日本に「逆輸入して売る」という形が2000年代の半ばから始まっています。

以前は輸入車といえば高級車ベンツ等でしたが、いまは大衆車をタイで組み立て、2～3週間かけて船で輸送しても、日本国内でつくるより安いわけです。

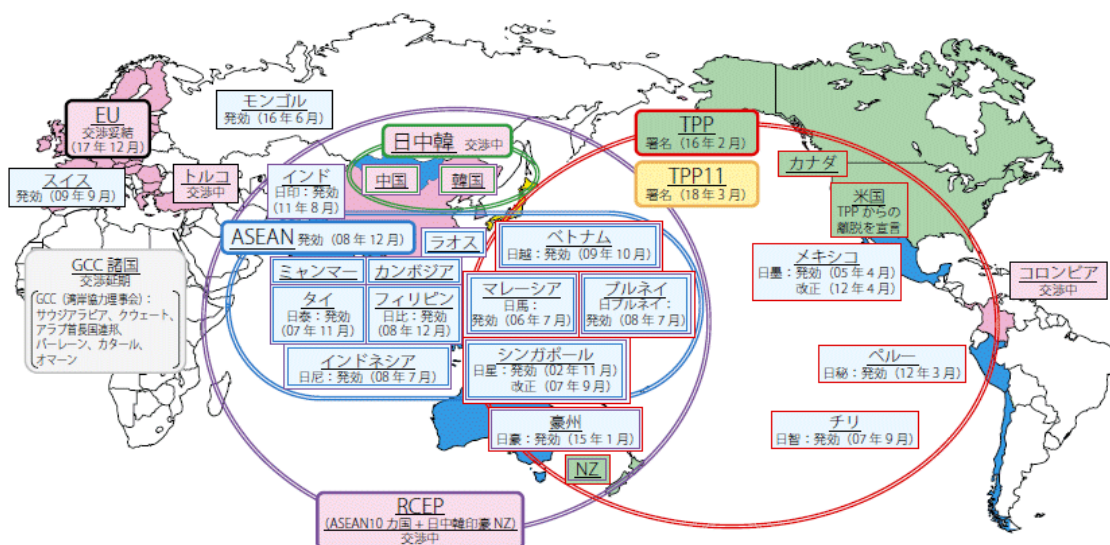
FTA（自由貿易）協定をどんどん広げていくことで、日産は、賃金の高いオーストラリアの工場を2000年代はじめに閉鎖し、タイに集約している。オーストラリアとニュージーランドとASEANも自由貿易協定を結んでいます。オーストラリアよりもタイの賃金の方が安いからです、タイでつくったものをオーストラリアで売ったほうが儲かります。そういう形で安い賃金の国に工場をつくり売る。

民間の製造大企業のグローバル化はそういう形で、90から2000年代の頭ぐらいにかなり完結している。それを支えているのが自由貿易協定（メガ協定）と言われるものです。いま日本は、これだけの国（資料：参照図）と自由貿易協定を結び、モノが自由に行き来をしているわけです。

多国籍企業について批判が強かったのが80年代でしたが、70年代後半から80年代に日本の多国籍企業の海外進出がすすんだ。とくに80年代は日米貿易摩擦があり、自動車産業がアメリカに進出し現地に工場がつけられた。ただし二国間の貿易では面倒なので、WTOで共通の貿易ルールをつくりどんどん貿易障壁を少なくして、賃金が安いところで生産する方がいい。

『しんぶん赤旗』の連載で、アップルの特集をやっていましたが、アップルは皆さんが持っているiPhoneやコンピュータも含めて、

2019年4月27日



特許はサクラメントにあるアップルの本社で管理し、製品はほとんど中国の沿海部と台湾でつくっています。

台湾や中国で完成品になれば、その商標登録は一旦シンガポールにとぼして、そのあとアイルランドにとぼしてということをしてながら、課税逃れをしつつ、アメリカ、日本、ヨーロッパ、中国等々で携帯電話を売っています。しかし、アップルは多くの国で税金をほとんど納めていません

モノから公務公共サービスを ねらいだしたグローバル企業

80年代、90年代はじめの私たち労働組合は、企業の工場が日本から東南アジアや中国などの海外に移転し、そのあとの雇用をどうするかという、産業空洞化問題に取り組みました。しかし、世界はそのとき、グローバル大企業は日本対アメリカ、日本対メキシコ、日本対タイという二国間の関係ではなく、世界を見て、貿易障壁を1つずつつぶし、関税を下げ、自由貿易体制をつくっていきました。その結果、どこでモノを売買しても大丈夫という世界をつくりました。

日本とASEANのFTA、アメリカが抜けて

いますがTPP、日欧EPAを結び、RCEPは東南アジアプラス日中韓とインド、オーストラリア、ニュージーランドが入ってくる協定でこれはいま交渉中です。

いま私たちが着ている服のほとんどは日本製ではありません。無印良品、ユニクロなどを見てもまず日本でつくっていない。これを実現するためには各国で規制緩和と民営化がすすみ、労働法制も規制緩和させる。これがすすむと公務公共の分野が民間にいく規制緩和の流れは、グローバル化のなかでますます強まる。企業というのは一番先に製造業等をグローバル化して儲けて、次にサービス業にいく。

インドは90年代まで市場が閉じていて関税が高く、WTO加入も遅い国でした。インドに最初に進出した外資の自動車メーカーはスズキ自動車で、いまスズキ自動車では軽自動車を製造し、日本の8大自動車メーカーのなかでは7番目か8番目です。

そのスズキ自動車はインドの工場で生産する売上と、日本の浜松や湖西市あたりでつくっている売上を比較するとインドのほうが大きいぐらいです。インドの市場を押さえることで、中東、東南アジア地域に軽自動車を輸

2019年4月27日

出していく。

以前の多国籍企業は、頭にトヨタ（本社）があり、そこに重層下請工場がたこ足のようになぶら下がっているとかが日本の多国籍企業支配のイメージでした。その足にあたる部分がもう海外に出ていて、愛知の周辺ではどんどん中小企業が疲弊している。だけど頭はトヨタにあると何となく私たちは思っていますが、今はそうではない。

スズキは、浜松の工場がたとえなくなっても、インドですべて生産ができる。アップルもアメリカにはほとんど生産拠点をもちませんが、世界中に市場をもち商品売りさばいている。

民間で市場がどんどん満ちていくと、次に狙うのは、公務がもっているサービスです。企業は、公務がもっているサービスを次々に買い漁ろうとします。それがいま、各地で次々に起きていることです。

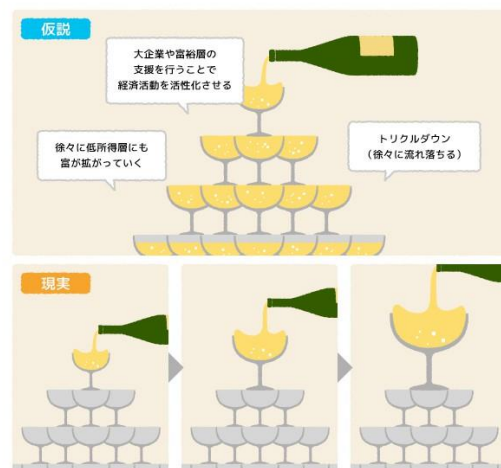
格差と貧困が広がるのはグローバリゼーションの基本的な実態ですが、そこから企業が一番活躍しやすい国づくりをするには、次は公務・公共サービスを狙うことしかなくなっています。

各国で新自由主義政策がとられる 企業ファースト、1%のための政治

グローバリゼーションの政策がすすむことにより、各国で新自由主義政策がとられ、日本でも企業第一主義、企業ファーストで1%のための政策、政治がすすみます。これにともなって公務公共サービスの民営化と非正規不安定雇用が増加する、というのが大体の構造になっている。

トリクルダウンというのも、一番上の図(資料参照)は仮説で、いわゆるシャンパンタワ

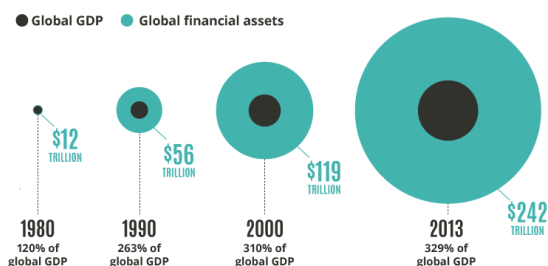
ーです。上を注ぐとだんだんと下も満たされるはずというのが、トリクルダウンの理論です。



トリクルダウン理論

http://whatsdemocracy.jp

ところが現実には上ばかりにお金が集まっている。これはグローバリゼーションと新自由主義の基本的な現実です。これはどこの国でもそうになっています。だから最近、格差と貧困が進行していくことによって、モノが売れなくなっている。そうすると金融資本ばかり太るというのは下の図(参照資料)を見ると分かります。



例えば1980年が世界のGDPの120%が金融資産でした。まわりの水色のところがどんどん大きくなっていますが、1990年には世界のGDPの263%が金融資産で、2000年になると310%、2012年には329%が金融資本です。

だから人びとの基本的なモノの売り買い、

2019年4月27日

食べたり、飲んだりすることも含めた実体経済から乖離した金融資本がいま、どんどん大きくなってきている。こうやって増えていくとお金の使い方を考えると、「公務を買い占める」しかなくなるのです。これはもうはっきり言って摂理です。

グローバル化の方向転換

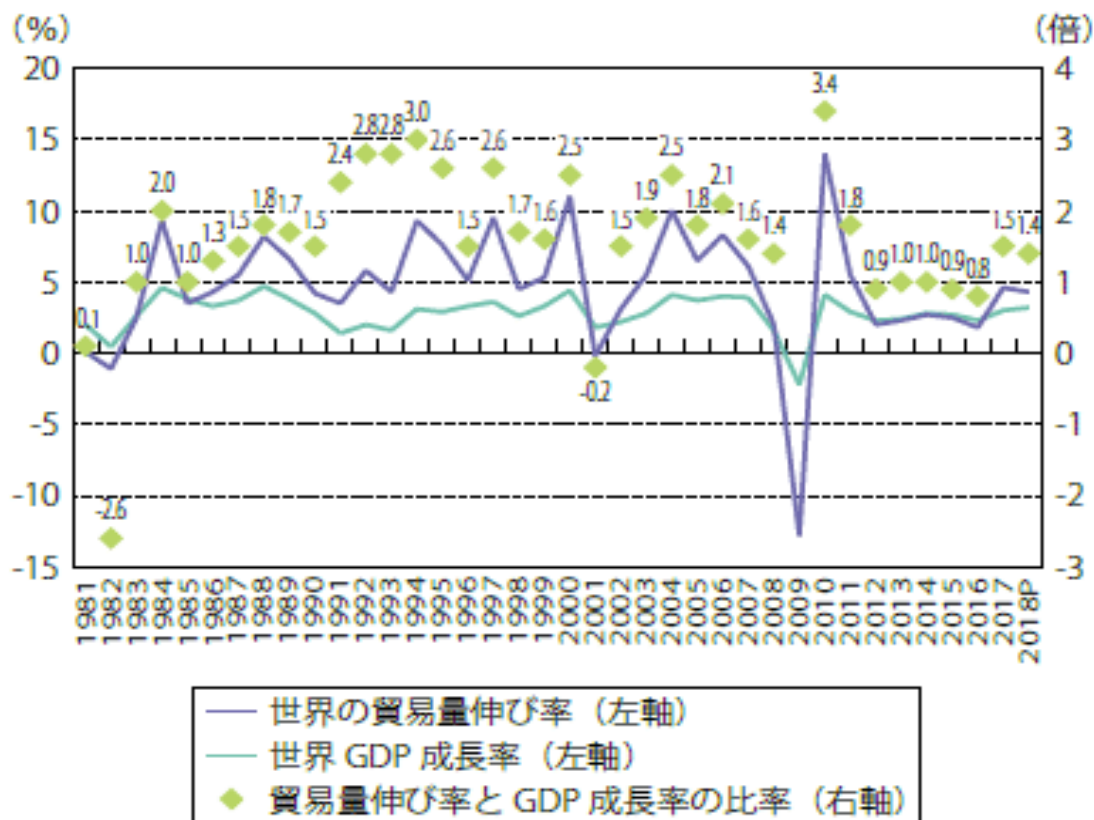
グローバル化は FTA 協定がすすむことでかなり完成形に近づいています。政府が出している通商白書をみると、ここ 30 年は関税が下がり非関税障壁が縮小してきた。

図（資料：通商白書から引用）を見ると、世界の貿易量の伸び率は 5～10% の間で、2008～2009 年にかけては世界経済危機がありマイナス 10 数パーセントです。これが一旦反動で上がりますが、それ以降の 10 年間は 5% より上がったことは基本的にない。つ

まり世界の貿易量は伸びていない。これを通商白書で「スロートレード」と言います。この 10～20 年で関税は下がり、非完全障壁は、縮小してきた。2008 年の世界経済危機以降スロートレード（モノの貿易は伸びていない）となっています。

つまりモノの貿易自体はそれほど伸びていない。これにはいくつか原因がありますが、1 つには世界経済危機を経て各国で内需拡大策に踏み切ったが、日本はそうはなっていない。例えば中国は、あれだけ世界に輸出している「世界の工場」だった中国が、農民や奥地貧しい人たちの生活を改善することによって、中国の国内で経済が回るような政策に舵を切った。

中国は輸出で儲けるのではなく、内需でも



儲ける経済に変えました。その証拠に中国は相当な勢いで最低賃金を引き上げている。大体この10年間で13~15%ぐらい全域的に賃金を引き上げています。

同時に、今まで貧しかった農村部に対する助成を引き上げています。中国で製造した電化製品等は輸出するのではなく、国内で買ってもらって儲かる形にした。グローバル経済に頼らず国内経済をまわしていくという動きが一方ですんだということでもあります。

もう1つは、ヨーロッパや日本などがそうですが、基本的に貧困化がすすみ、モノを買わない、買えない世界になっているために、モノの輸出入の総量がそれほど伸びない。グローバル化が行き過ぎ、貧困化が進むとグローバル大企業は儲からないのです。

もう1つは、今までのように日本でつくって輸出する、本社のある国でつくって輸出するのではなく、日本の企業であっても海外で作りそこを中心に販売網が完成されているので、いちいち、完成品を動かす必要がない。だから輸出や輸入の総量は減っています。

モノ（商品）の輸入がいきづまってくるとサービスに手をつけ、サービスに手を付けると、そして公務・公共サービスに手をつけるようになります。だから世界中で民営化がすすんでいる。

いま日本でもよくある議論ですが、「賃金の停滞や格差の拡大は自由貿易のせいではなく、技術革新や教育、雇用政策の失敗である。だからグローバリゼーションは悪くない」という考えのもと、安倍政権は自由貿易を守ると言っています。

自由貿易は極端に非民主的で、労働者の利益を反映せず、国民による政策的な関与ができない密室でまわる。つまり、私たちの生活

のことが選挙や政治的な議論もなく決まっていってしまうという非常に大きな問題があります。しかも各国の政策の幅を制限してしまうことは大きな問題です。

例えば、ポルトガルはEUに組み込まれ、ドイツ、フランスに産業の主力部門をとられ、国内的な産業はほとんど衰退してしまった。欧州経済危機があり、ヨーロッパ全体で賃金や労働条件が下がっています。

ヨーロッパ全体のレベルで欧州中央銀行やEUが押しつけている緊縮財政政策として公務員公共サービスを売り払い、年金を下げ、最低賃金を下げ、労働協約を破棄し、公務員の賃金を上げない、という緊縮財政政策によって借金を減らし経済は回復するという処方箋を、経済破綻すると言われているギリシャ、イタリア、スペイン、ポルトガルなどは押し付けられている。

労働者の懐をあたため経済を回すことが大事ですという主張をいつも私たちはします。ポルトガルは2015年、EUから押しつけられている緊縮財政政策ではなく、最低賃金、年金、公務員の賃金等々を元にもどし、国内の経済を回るようにするという政権に変わりました。そしていま徐々に国内の経済をあたためることで経済の指標が上向いている。GDP成長率もずっとマイナスを推移していたのが、ポルトガルはプラスに転じています。

ところがEUの貿易協定の枠組みはポルトガル一国で決められないので、どうしても限界がある。経済や金融政策が一定範囲までに限られ、根本的な政策転換はできない。同様に、いま世界各国の政策の幅が、どんどんと制限されている。

こういうグローバル化の基本的な流れを変えないとまずいということに、公務を含め世

界の労働組合は気づいている。その運動をやってきた人たちが国際シンポに来てくれるので、そこをちゃんと学んでいただくことが希望です。

強まる再公営化の流れ

『再公営化の選択』という本はPSIとトランスナショナル研究所がつくった報告書で、英語の膨大なものがあります。参議院議員の山本太郎氏が質問に使っています。この本の出所は確かなので是非参考にしてください。いま世界でどれだけ公営化がすすんでいるかということでバリの事例が出ていますし、再公営化のすすんだ事例が翻訳されています。

グローバル化にともなう規制緩和、民営化の流れの失敗例が出てきています。再公営化の流れは日本でも出てきていますが、南米はとくにすすんでいます。こういうことも是非学んでいく。そのためには世界で再公営化がどうしてすすむのかということの背景として、グローバル化の流れを理解しておく必要があります。そこはぜひ、共有していただきたいと思います。



労働組合の国際連帯活動について

1つは労働組合の国際連帯のあり方として、私たちはこの30年間、相当制約があるなかで活動してきました。

連合と全労連に分かれ、双方のナショナル

センターをつくったときにわれわれ先輩たちが踏み絵にさせられた条件は、当時の国際自由労連への一括加盟でした。加盟ができない、加盟には賛成しないということも全労連をつくった1つの理由でありました。

1989年から今までの間、全労連の加盟している組織のなかで、国際組織に加盟していた組織はきわめて少なかったという現実があります。

90年代の初めぐらいまでは世界労連がそれなりに活発に活動していたので、世界労連のなかで活動していた組織もありました。全労連の加盟組織のなかで、世界労連の産業別組織に残って活動していたのは、例えばいまの組織で言えば建交労、国公労連もオブ加盟をしていました。日本医労連は完全に脱退しましたが、一時期国際組織のなかで加盟していました。全教のなかでは日高教も教員の産別組織に以前は入っていました。

そういう組織は世界労連のなかで国際活動をしていたので、日常的に機関会議や情報交換やニュースが入ります。各国の状況や運動、例えば各国の教員はどんなたたかいをしているのか、国家公務員はどんなたたかいをしているのかという情報が入ってくる可能性があったわけです。

ところがそれ以外の大多数の単産は、国際組織には加盟をせず、国際組織に日常的には接しないで活動をしてきたという、ある意味の制約がありました。

ただ、われわれが全労連をつくってからの30年間の間に、世界のグローバル化が激しい勢いですすみ、海外の運動の見え方も、運動スタイルも変化した。ここは私見が入りますが、私たちの先輩たちがやってきた国際連帯活動のあり方も変化してきました。全労連も

ずっと中立の組織でしたが、組織のなかに世界労連の加盟組合がいくつかあるために世界労連の大会に行き、いろいろ論戦してきたこともありました。

総評の時代から含めて、労働組合のわれわれの直系の先輩である国公労連、日本医労連、建設一般等の先輩たちがやってきた国際活動は、率直に言えば、いろんな交流もあったけれども、ソ連や中国の覇権主義とたたかうことが相当な命題でした。世界労連の会議に行き、ソ連や中国とたたかってくるのが国際活動みたいな感じがあった。

私も世界労連の会議に行ったときに、当時、「金正日將軍の偉大な…」という決議が提案され、個人崇拜はダメだと北朝鮮と大喧嘩したことはありました。日常の交流もあるのですが、国際活動の中心の記録として北朝鮮や中国、ソ連の覇権主義とたたかうことが中心でした。

しかし、輝かしい歴史もあります。例えば、ベトナム戦争とき神奈川の戦車止めるなどという運動をやっていた。ああいう活動が国際連帯活動の中心だったんです。それはそれ自体でその当時としてはすごく大事なことで、とても意義のある活動です。いまこれだけグローバル化しているもと、攻撃の本質は一緒に、歴史的な経過や労働組合の力で差があるけれども、各国で表れている攻撃のパターンもすごく似通ってきている。私たちの労働組合活動の国際活動のあり方、求められているものはかなり変わっている。

いまは要求実現とわれわれの権利や利益を守るために国際活動は必須であると世界の労働組合の人たちは理解しています。ところが、われわれはあまり国際組織と日常的に接することがなく、どうしてもその理解は意識的に

訓練していかないと深まらない。今度の国際シンポを1つのステップとしてぜひ活用していただきたいと思います。

世界から期待されている日本

また日本の組合は世界から期待されています。率直に言って、全労連系労組への期待も、われわれが思っている以上に、世界の人たちにあります。

直近の話で言うと、3500人を雇用しているイギリスのホンダの自動車工場の閉鎖が発表されました。イギリスの組合は「全労連で何かできることがありますか」と連絡してきました。そういう具体的な支援は全労連系の組合に頼みたいと言ってくる組合はたくさんあります。

いま自治労連が一步踏み出して、世界の仲間たちと具体的な課題で連帯をつくっていける時期にきていると思います。

そのときに大事な視点は職場、地域でのたたかいを基本に、これを世界と結ぶことです。できるだけ職場と職場、現場の人たちと現場の人たちを結ぶということを全労連の国際活動では基本にしたいと思っています。

世界の組合のなかで左派や進歩的な組合だけではなく、保守的な組合もたくさんあります。社会的運動、ロビー活動、ILOなど、要求実現のための国際的な運動には様々な手段がありますが、一緒に運動できることを見極めて運動していかなければいけない。

伝統的な国際労働運動のパターンを越えて、グローバルな労使関係を結ぶということも展望できるようところで特定の産業分野ではきています。国境を超えた労組、単一労働協約の展望ができていなかでは、従来型の交流と友好から要求実現に具体的に踏み込む

国際活動にどのように発展させるか、という問題意識が常にあります。

自治労連も是非、国際シンポで交流して、「すごいい話を聞いたな」と思って終わりではなく、ここから先、どうやって踏み込み、一緒に活動できるのかということを考えていただきたいと思います。

おわりに

自治体の場合、職種の範囲が広いし、問題がいろいろあります。今回の場合、主には民営化の問題ですが、シンポでも交流を受けて、いついつまでにこれをするという具体的な共同行動のリストができなくていいと思います。何を共通にし、目的と課題は明確にし、何かを一緒に取り組む展望が見えるまでいけたらすごいです。基調報告で、何を伝えたいのか、言いたいことをはっきり提示してください。

外国語と日本語では相当に考え方が違います。真実に到達するために、モノの発想が違います。例えば、私たち住所を表記するときは、「東京都文京区湯島 2 丁目 4-4 全労連会館 4 階」と言います。英語圏のアドレスの表記は4階から始まり、〇〇ビル、何丁目 文京区 東京都 ジャパンとなりますね。

私がいるのは場所は変わらないのだけでも、それを説明するのに、私たち日本人は外堀から埋めていく発想があるのです。英語圏の人たちは、ピンポイントを打って、そこから周りをつけて説明していきます。住所を例に出すだけでも、ものを説明するときに到達するパターンが違うことがわかります。

相手に絶対に合わさなければいけないわけではないですが、「今日のシンポで、言いたいことは、これとこれです」と、何が言いたいのかを、冒頭に明確にするパターンが絶対に

うまくいきます。

何度も強調しますが、違いがあり、その中から共通点をさがすので、違いがあってもいい。だからわれわれが向こうに合わせる必要もないし、向こうの言うことを全部受け止める必要もない。違いを認めたらうで共通点を探すことを大事にしてほしい。

世界に学ぶということと、日本のたたかい実践に誇りをもっていただきたい。たぶん初めて海外の自治体公務員の人たちの話を聞くと、「わあ〜、自分の職場って大変だな」と思う方もいるでしょう。

そうではなく、全労連、自治労連がやっている運動は、どちらかと言えば世界のスタンダードに近い。そこには是非、確信をもってやっていただきたいと思っています。

最近ヨーロッパの組合活動で使われている言葉です。「ANSWERS (答え) は『simple but wrong (シンプルだけど間違っている)』か、『complex but right (複雑だけど正しいこと)』だ」。これは政治のプロパガンダを指して言っていることです。

キャッチーな言葉をスローガンに騙されて、右の方に行く人たちはたくさんいる。実は組合員のなかにもたくさんいるかもしれない。その問題意識を込めてヨーロッパの組合ではこれを使っています。これは世界のなかでも、全労連のなかでも、自治労連のなかでも必要な問題意識ですが、たぶん、彼らも悩んでいる。そういうことを是非一緒に議論して、シンポジウムとして成功することを願っています。

2019年1月14日に行われた第18回「子どもの豊かな育ちと読書の喜びを 学校図書館・公共図書館の充実を求めるつどい」での記念講演の内容を編集部責任で書き起こし、前号から引き続き、今号で講演後半を掲載いたします。

子どもの育ちを保障する教育行政と 学校図書館・公共図書館

元文科省事務次官 前川 喜平

日本国憲法制定から70年経っていますから、私はよくする意味で見直してもいいと思います。私は日本国憲法でまだ旧憲法の考え方を引きずっていると思うところがあるわけです。

とくに人権保障の規定に関しては、国籍を過度に重視している。日本国憲法第三章の表題は「第三章 国民の権利及び義務」と書いてあるわけです。

これは、大日本国憲法の第二章が「臣民権利義務」という表題だったのを引きずっているのです。国籍があるか、ないかを問題にしているわけです。第三章、最初の条文は第10条ですけれども、第10条は国籍に関する条文です。「日本国民たる要件は、法律をもってこれを定める」という条文が、いきなり最初に出てくるわけです。その後、「すべて国民は…」という人権規定が並んでいるわけです。教育を受ける権利もそうです。第26条は「すべて国民は、法律の定めるところにより、能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する」とあり、第2項も「すべて国民は、法律の定

めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う」というふうに、「国民は…」「国民は…」となっていて、国民にしか基本的人権がないかのように読み取れてしまう。これは非常に問題だと私は思っています。

それから、「国民の権利及び義務」とあり、義務まで書いてありますが、この義務は書かなくていいです、憲法は。憲法で義務を負わされているのは国ですから、国の義務というのはちゃんと書く必要はあります。

義務教育の規定についてもそうです。義務教育の規定は、「すべて国民は、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う」とあります。確かに保護者は子どもに対して、ちゃんとした教育の機会を保障する義務は負っていますが、それは憲法に書かなくてもいいのです。これは教育基本法、あるいはほかの法律に書けばいいことであって、憲法はそうではなくて、国に対して義務を負わせる条文でなければいけない。義務教育の規定については、私は書き直したほうがいいと思って

2019年4月27日

います。第26条の第2項、「すべて国民は…」ではなくて、「国は…」というふうに書き直して、「国は…の義務を負う」というふうに書き直したほうがいい。

義務教育の「義務」というのは、本当は国が負っている義務であり、それはどういうものかと言えば、「国は、すべての人に…」、つまり在日の人も、外国人も含めてという意味で、「国は全ての人に無償で普通教育の機会を保障する義務を負う」というふうに書き直したほうがいいです。

ですから、「義務教育」という言葉は使わないほうがいい。これは非常に誤解を生みやすい言葉で、「子どもが学校に行くのは義務だ」というふうに言われてしまう。子どもは学校に行く義務はないです。

確かに法律は親に、あるいは保護者に対して、子どもを学校に通わせる義務を負わせていますけれども、それも無理矢理、首に縄を付けて引っ張っていけと言っているわけではない。「通えるようにしてあげなさい」と言っているだけなのです。学校に通うことを妨げてはいけないと、促しなさいという程度の意味です。

不登校の子どもに対して、子どもが学校に行かないことに対して親が負い目を感じることはないのです。義務違反とはなりません。義務という言葉は、非常に誤解を生みやすい

言葉です。戦前の義務は確かに徴兵の義務と同じように国民の国家に対する義務というふうに考えられていたわけです。「お国のために役に立つ人間であることが義務なんだ」という考え方であったわけです。逆に言うと「お国ために役に立つ見込みのない人間は学校に来るな」という話で、それが就学免除という制度で、今もあります。私は今も就学免除という制度があることはおかしいと思う。しかも就学免除は、保護者が「就学免除願い」という書類まで書かされるという、こんな不当な話はないです。子どもたちの普通教育の機会は否定され、保障されない状態になっていることはおかしいことであり倒錯しています。文部科学省も教育委員会も就学免除ですませてはいけません。

私は義務教育を廃止してしまい、「無償普通教育」と言い換えたほうがいいと思う。無償普通教育はすべての人の権利であり、それを保障することが国の義務である、というふうに考える。そうすると普通教育の保障という部分においても、国は義務を果たしていないではないか。そこからこぼれ落ちている人はたくさんいるということが見えてくるわけです。現に13万人の子どもたちが不登校になっています。あるいは試算によれば百数十万人にいたるといふ義務教育未修了者がこの国で暮らしておられるわけです。

私は厚木の自主夜間中学「あつぎ えんぴつの会」というところでボランティアスタッフを2年ほどやっています。そこで出会った日本国籍をもった日本人の70代の男性ですが、「1日たりとも学校に行ったことがない」と言われた。この方は戦後の新制度のもとで幼少期を過ごされているわけです。幼い頃にご両親が亡くなり、親戚かに引き取られたので



すが、そこで学校に行かせてもらえず、水くみ、薪割り等の家事労働をさせられ、大きくなってから炭鉱で働き、炭鉱が閉鎖になったので都会に出てきたということです。「あつぎえんぴつの会」に来るまではえんぴつを持ったことがなかった。文字の読み書きができなかったわけですが、この会に来て文字が読めるようになった。

私がついていっしょに勉強したときには、小学校1年、2年程度の漢字の勉強をして今した。あるときにお茶のペットボトルを持ってきて、「ここに書いてある漢字を書きたい」とおっしゃったのです。それを見ると「綾鷹」と書いてある。「この漢字、難しいですよ」と言いましたが、大変でした。

漢字を初めて勉強する人にとって、縦と横の真っすぐな線だけでできている「田」や「国」という漢字は書きやすいです。ところが斜めの線が入ってくるとものすごく書きにくくなっていく。「綾鷹」は斜めの線がたくさん入っている漢字です。まず糸へんから書くのですが、糸へんを勉強するには糸という字を勉強しなくては行けない。糸という字が斜めだらけです。なんとか糸が書けたところで今後は糸を左側半分に細長く書くことが、これがまた難しい。どうしてもどんどんと右側にはみ出てくる。そして土を書いていき、なんとか書き順も覚えて、「綾」という難しい字が書けるようになったんですが、マス目を2つ使った横長の漢字になるのです。そして「鷹」は縦長になるのです。鷹という字はまだこれから始まり、まだれを書いて、一マス中に収まるように書こうとしても、どんどんと下に書いていって、どうしてもこれはマスを2つ使ってしまうのです。それでもいいんです。この方が綾も鷹も書けるようになって、「こんな難

しい感じが書けるようになった」ということが達成感のあることだったんです。

話が脱線しましたが、何が言いたかったと言えば、憲法は変えてもいい。しかしそれはいい方に変えるのであって、人類の70年進歩の成果を入れこんでいく。また、環境問題は人類不滅の問題ですから、今で言えば国連のSDGsなどに宣言されているようなものは、日本国憲法に採り入れる努力をしたほうがいいと思う。あるいは性的マイノリティの人権といったものは、1946年の段階では意識されていなかったわけです。しかし、その後の各国のつくられた憲法の中には、性的マイノリティの人権をきちんと書き込まれた憲法もつくられています。

1996年にできた南アフリカ共和国の憲法ですが、私はたまたまユネスコの会議でこの憲法起草委員会の委員を務めた人に出会ったことがあります。この方が言われたのは、起草委員会は最初に何をやったかと言えば、世界中の憲法を取り寄せて比較検討したと言われていました。まさに人類の多年にわたる努力の成果というものを全部勉強し直したのです。その中には当然、1946年の日本国憲法も入っていたわけで、9条のこともよく知っておられました。世界中の憲法のいいところを採り入れて、それで追いついてないところは新たに付け加えたわけです。

南アフリカの憲法は環境権も入っています、水に対する権利もあるのです。水に対する権利というのは、私は今の日本国憲法に書いてもいいと思います。今、水に対する権利が危うくなっています。日本人は、水は川、山などどこにもあるという安心感をもっているようですが、そう安心してられない。最低限の生存権の上限である水に対するアクセス権

利を奪われてしまっている人たちが地球上に存在している。南アフリカ共和国の憲法にならって、水に対する権利を人権として書いてもいいかもしれない。

また、南アフリカ憲法は、性的少数者に対する差別禁止規定をもっているのです。日本国憲法第14条で性別による差別は禁止していますが、南アフリカ憲法は、その性別には社会的な性別（ジェンダー）と、性別的な性別（セックス）とあると書き分けてあり、そして、いずれの場合も差別してはいけないと書かれています。またジェンダーの中にはトランスジェンダーなどもあり、さまざまな多様性のあるジェンダーに対して差別してはいけない。それからセクシャルオリエンテーション、性的指向による差別を禁止するということが明文化されています。こういうふうに進化していくわけです。

ですから憲法改正のことを本気で考えるのであれば、これは国民的議論がもちろんなければいけません、そのときには世界中の、とくに日本国憲法ができたあとにつくられた憲法を勉強する必要があると思います。その中には当然南アフリカ憲法も入ってくると思います。

憲法と現実の政治が憲法においついているかどうかは別問題です。南アフリカの政治が、南アフリカ憲法が理想とする状態になっているかどうかというのは、そこは定かではありません。おそらくあちこちに至らないところはあります。日本国憲法にも至らないところがたくさんあります。憲法26条にある等しく教育を受ける権利を有するという教育の機会均等にしても、無償普通教育を保障するという義務教育の規定にしてもことも、漏れがたくさんあり私の感覚では70%ぐら

いしか実現していません。

コミュニティ・スクールの可能性

コミュニティ・スクールというのは、これからの学校として可能性があると思います。この制度は2004年にできた制度ですが、ちょうど私はそのときに文部科学省で初等中等教育企画課の担当の課長でした。

森喜朗さんが総理のときに教育改革国民会議という報告の中にコミュニティ・スクールの議論が書き込まれました。最初に出てきた発想は、住民自治のような考え方ではなかった。アメリカのチャータースクールのようなものをイメージしていた。誰もが好き勝手に学校をつくってもいいのだという考え方で、学校教育を自由市場に任せていこうという方向性を含んでいた議論でした。

教育改革国民会議の委員であった金子郁容さんが中心になってコミュニティ・スクールを打ち出したのですが、そのときにかなり含みこんでいた新自由主義的な考え方を文部科学省で削ぎ落としていきまして、住民参加的な要素を入れて、コミュニティ・スクールという仕組みにもってきた。

私はこのコミュニティ・スクールという仕組みは、学校教育における住民参加・住民自治だと思っています。もちろん、教育委員もそうですが、コミュニティ・スクールの委員も公選制ではない。そういう意味で住民の代表者だと言えるかと言えば、そこは距離があるのは事実です。しかし、学校の当事者である教職員、保護者や地域住民、さらには生徒も入ってもいい。私はぜひとも生徒を入れるべきだと思う。オブザーバーみたいな形で生徒会・会長などを入れているケースはかなりあると思いますが、私は小学校であっても、

当事者である小学校の児童会・会長が学校運営協議会のリーダーでもいい。しかも「子どもの権利条約」で意見表明権を認められているわけですから、私は意見表明権のある子どもたちの代表を、学校運営協議会の委員に入りたい。

コミュニティ・スクールというのはこういう合議体を置いて、その中でコンセンサスをつくり、学校の運営を決めていくという考え方です。

教育委員会制度もそうですし、学校運営協議会制度もそうですが、教育行政や学校の管理運営とかという機能は、一人の人間の独断に任せると危ない。やはり合議体でなければいけない。合議でコンセンサスをつくりながら運営していくことが非常に大事なことです。一人の人間に権力を与えてしまうととんでもない方向にいつてしまう危険性が出てくるわけです。これを話し合って決めていくことによって、独断の方向にいく危険性が大幅に縮小されるわけです。そういう意味で教育委員会制度も大事ですし、コミュニティ・スクールというシステムは非常に大事だと思います。

本当は教育委員会がもっと機能しないといけないのです。教育委員会が本当の意味で住民参加の場になっているか、それがかなり怪しくなっているわけです。

とくに 2014 年に教育委員会制度の大きな「改正」があり、忸怩たる思いをもったのですが、首長さんの発言権が強まったのです。市町村長の中には教育の内容に関与したいという人がたくさんいる。とくに教科書の採択などは自分の思う教科書を採択したくてしょうがないという市町村長がいるわけです。

この人たちが教育再生首長会議というのをつくり、私はこの会議に何度も呼び出され、

「教育委員会改正で市町村長が教科書採択に際して一定の権限をもつことができる」ということを随分言われました。それに対して、「この制度改正のあとでも首長にはなんの権限もありません」と言い続けてきました。

教科書採択の権限は、14 年度改正後の法律条項でも、あくまでも教育委員会の権限で、教育委員会が合議で決めるということになっている。首長は本来、何の発言権もないです。総合教育会議という首長と教育委員会が一緒になってする会議がつくられましたが、この総合教育会議を確かに主催するのは首長ですが、しかし、合議体として 1 つの意思決定をする機関ではありません。首長と教育委員会の協議の場でしかない。意思決定はあくまでも首長の権限に基づくものは、首長が、教育委員会の権限に基づくものは、教育委員会が意思決定するものであり、別々の意思決定です。

別々の意思決定をする 2 つの執行機関が協議をする場が総合教育会議だということです。教育の内容にかかわることについて、首長が首をつっこんではいけないのだという建前は残っているのですが、それを乗り越えようとする人がたくさんいて、これは非常に危ないことです。さきほど申し上げた教育の自主性が政治的に侵されてしまう危険性が高まったということです。

確かに教育委員会制度についてももう一度ちゃんと住民自治の考え方で見直していくことが必要だと思います。現在できることとしては、条例で教育委員の数を増やすことです。条例でさえ決めれば教育委員を 5 人ではなくて 6 人、7 人、8 人、あるいは 10 人にすることもできるので、私は 10 人ぐらいまで増やしたほうがいいと思う。それでいろんな住

2019年4月27日

民に入ってもらうために、例えば3分の1は公募制にする。私は昔、中野区でやっていたように準公募制のようなものやってもかまわないと思う。そういう形で民意ができるだけ反映できるような工夫を、今の教育委員会制度のもとでやろうと思えばできる。

それとは別に学校レベルでの民意を反映させる場として、コミュニティ・スクールは今後、活用できる仕組みではないかと思う。コミュニティ・スクールという仕組みは、本来的には学校の運営に地域住民が参加するというものです。この学校運営に地域住民が参画するということについて、学校側、あるいは教育委員会側には、相当警戒心があるわけです。

学校運営協議会は教職員の人事についても意見が言えるということになっている。人事について口を出されて、「あの先生はダメ先生らしいから早く外してくれ」となったら困る。モンスターペアレントと言われる人がいて、先生たちはさんざん悩まされている。もし学校運営協議会できるとモンスターペアレントが跳梁跋扈するのではないかと心配する先生方もいるんじゃないかと思う。しかし、まっとうな保護者や地域住民の人たちの力を借りると私は、モンスターペアレント対策にもなると思う。理不尽なことを言うてくる人たちに対して、まともに考えている人たちがそれを制止してくれるということが起こると思う。



私は地域や保護者の力を信じて、それを学校の運営に採り入れるという努力をすれば、むしろモンスターペアレント問題は解決する方向に向くのではないかと思う。

しかしですね、人事を含む学校運営についてだけ意見を言う形ですと、うまくいかないと思う。私はこのコミュニティ・スクールという仕組みはむしろまずは学校支援ボランティアのようなものをすすめていく。地域の人や保護者の人たちが学校の教育活動に協力するという活動を地道に広げていくというところから始めたらいいと思う。

制度上のコミュニティ・スクール、つまり学校運営協議会制度というのは、学校運営に保護者や地域住民が参画するという仕組みです。学校の教育活動に地域の人たちや保護者が協力するというのは、これはコミュニティ・スクール制度ではなくて、かつて学校支援地域本部という事業の中で進めてきたもので、今は地域学校協働本部という言い方をしています。地域の人たちが学校といっしょになって子どもたちのためにさまざまな教育活動に加わっていく。私はこちらの方が大事だと思っていて、こちらのほうを進めていくことによって、学校と地域、学校と保護者の垣根が低くなる。お互いの信頼関係ができていく。この信頼関係がまずできることが大事で、それをつくったうえで運営に参画してもらう。こういう仕組みをつくっていくことが大事であり、そういう意味ではコミュニティ・スクールは可能性があると私は思っています。

逆に言うと学校がお上に従わなければならないという意識をなくしていくことが大事で、「学校は地域の中の存在」ということです。コミュニティ・スクールのことを日本語では地域運営学校と言い直したりしていますが、

地域の中で運営される学校であり、それは当然のことながら住民自治というものを目指していかなければならない。本当の意味での学校の民主化、本当の意味での学校の住民自治の反映というのは、そういう形で行えばいいと思います。

学校は誰のものか。教職員が運営するのが学校の自治だという考えがありますが、私はそう思いません。学校の教職員も当事者であり、自治に加わることは必要だと思います。しかし、教職員だけのものではない。やはり地域の中で学校というものは育んでいかなければならない。学校は地域のものだというべきだと思う。

そう考えると私は国土地理院にも「地図記号を変えろ」と言いたい。学校の地図記号は「文」ですが、これは明治30年代につくられた記号です。当時は学校というのは文部省の出先機関であると考えられていたから「文」としたのです。

郵便局は「〒」というマークですが、あれはカタカナのテという字を元に行っているわけです。なんでカタカナのテという字が郵便局のマークになったのかと言えば、これは通信省という郵便をつかさどる役所があって、その出先機関が郵便局であったからです。だから通信省のテという字で郵便局を表しているわけです。「文」とか「〒」とかいうのは日本でしかない一字記号です。

本当は日本国憲法ができ、教育基本法ができたときに文部省の派出所ではないのですから地図記号は変えるべきでした。やっとコミュニティ・スクールという考え方が出てきて、学校は地域のものなんだということをもう一度再認識をする。

地方公共団体の行っている仕事には、大き

く分けて二通りあります。一つは自治事務です。これは本来地域の仕事である。もう一つは法定受託事務で、これは本来国の事務なんだけど、それが地域に委任されて、国から頼まれているからやっている仕事です。国から頼まれてやっている仕事と、固有の地域の仕事だというものと二通りあって、学校は自治事務です。

文部科学省がいろいろ管理していますが、これは法律で文部科学省が「これこれをやってもいいです」「これこれやりなさい」と言われた範囲においてだけ管理しているだけであって、それ以上に口を出したらこれは憲法違反です。

名古屋の中学校に口を出したケースがありました。ある中学校が元文部官僚の私を呼んだんです。それに対して口を出したのですが、個別の学校の個別の授業に対して文部科学省が口を出す権限はない。これは憲法違反です。これは政治による教育に対する介入という意味合いもありますが、国による地方自治に対する介入という意味合いもあったのです。

住民自治というものを実現する上で私はコミュニティ・スクールというのは非常にいい制度になるのではないかと思います。

その際には、地域の課題を学習課題として採り入れていくということは非常に大事になってくる。地域の課題を学習課題にするというのは、主権者教育に他ならないわけです。小学生も地域住民です。地域住民である小学生が地域の問題を自分のこととして考えるのは当然のことです。

この地域住民である小学生が地域の課題を勉強し、それをどう解決したらいいかということをも自分たちで考える。これは総合的な学習の時間の中で是非取り組んでいくことだと

私は思います。地域課題を学習課題とするというのは、このコミュニティ・スクールのあり方として非常に望ましいやり方だと思う。

それは逆に言えば、学校で学ぶことを社会に開いていくということでもある。「学校知」と「社会知」という言葉がありますが、学校だけしか通用しない知識というのがあったりして、学校の外に持っておくとあまり意味がない。これは学校にいる子どもたちは、いずれ学校を出て社会に出て行くわけですから、学校で学ぶことと社会で必要とされる知識はつながっていなければいけない。そういう意味で学校知に閉じこもらない学校教育というものを実践することが大事ではないかと思っています。

学校図書館、公共図書館がどのような役割をはたすことができるか

学校図書館、公共図書館の役割は、まさに生涯学習のために不可欠の場である、というのが結論です。図書館というのは、古代からあるわけで、人類の積み重ねてきた知識というものはみんな文字に書かれていたわけです。日本で言えば、昔はお寺が図書館になっていた。文字に書かれた知識の集大成みたいなものが、日本の場合、お経という形をとっていたわけです。

お寺には儒教、道教もあったし、中国から来たのはみんなお寺にあったわけです。もっと西の世界に目を向ければ、古代アレキサンドリア図書館なんていうのがあったわけです。

人類にとって文化、学術、学問というものは、文字を通じて継承され、蓄積されていくわけです。人類にとって文字のもつ力は非常に大きいわけです。文字のない言葉もありますが、文字のない言葉というのはなかなか蓄

積がきかない。それを蓄積していけるようになったのは文字ができてからです。しかもそれを記していくことによって、集大成とすることができる。

今、日本では活字離れ、読書離れなどということが言われていますが、非常に危ないことだと思います。やはり人類の知恵や文化などというものは活字によって蓄積されているわけです。活字を読み取ることによって、それを継承していくことができる。だから私はどんなにいろんなメディアが発達しても、活字から離れるわけにはいかないと思う。そういう意味で読書の習慣をつけるということはものすごく大事なことだと思っています。

私は学習指導要領で国語や算数という教科の時間を増やすよりも、もっと読書の時間を増やしたほうがいいと思います。英語はアメリカ英語、イギリス英語、オーストラリア英語、インド英語、日本英語等がありますが、私は2年間イギリスに留学していたことがあります。イギリスの大学、とくにオックスブリッジと言われているような古い大学で **Read** という動詞は、学ぶというスタディ (**study**) という意味で使われるわけです。「**I am reading economics**」と言えば「私は経済学を勉強しています」という意味になるわけです。**Read** という言葉は、「読むということは学ぶこと」である。そういう意味では、私は「読む」ことを、もっともっと重視しなければいけないと思っています。

図書館というのは、基本的に自主的に学ぶわけです。そこがフォーマルな学校教育と違うところです。教育には、フォーマル・エディケーションとノンフォーマル・エディケーション、そしてインフォーマル・エディケーションと分ける考え方がある。

学校教育はフォーマル・エディケーションです。時間割があって、教科ごとにカリキュラムがあって、そのカリキュラムに則ってやっていくという組織化されて体系化されてやっていく教育です。社会教育はノンフォーマル・エディケーションで、学校教育のような組織化はされていないが、意図的な学びとして行われる。ノンフォーマル・エディケーションは学習者の自覚というものが大事です。

本当はフォーマル・エディケーションにおいても、学習者の自覚が大事です。そして学習会に対しては指導するのではなく、それをサポートすることが大事です。しかし、それを一定の方向づけるようなことはしない。そういう意味で「サポートバットノーコントロール (Support but no control)」というのは社会教育全体を通じての原則だと私は思う。これは行政と現場との関係もサポートバットノーコントロールという形です。

もう1つ、インフォーマル・エディケーションがあります。インフォーマル・エディケーションというのは、意図しない形で学ぶ。偶発的に学ぶ。それは偶発的な学びを意図的につくるということがキーワードです。

これも私のイギリスでの経験ですが、ケンブリッジ大学では教師と学生と一緒に食事をするという機会を年に何回か設けなければいけないわけです。なぜ食事をするを義務付けられているかと言えば、食事を通してまわりの人といろいろな会話するわけで、それがインフォーマルな学びになっている。そこで親しくなった人と町で出会ったときに話をする。そういうふうにインフォーマルなつながり、出会いということが学びにつながっていくことですね。インフォーマルな学びを意図的につくっていく、そういうつくりかたも

あるわけです。

図書館もそういうインフォーマルな学び、インフォーマル・エディケーションの場としての意義というのが非常に強くあるのです。図書館を通じて人々が接触し、交流し、その接触や交流を通してお互いに学んでいくというような意味です。交流の場としてインフォーマルな学び場であるということです。

そして、生涯学習にとって図書館は大事だという話ですが、生涯学習という言葉が日本の国で広く使われるようになったのは、1980年代からです。1980年代に何があったかと言えば、中曽根康弘内閣という、ある意味超反動的な内閣が誕生した、この中曽根さんという人はもともと自主憲法制定ということを言い、個人よりも国家が大事だということを言っている人です。

この方は憲法改正の前に、教育基本法の改正が必要だと考えて、そのための議論の場として、臨時教育審議会という審議会をつくった。ところがこの臨時教育審議会というのは国民が見ている前で、侃々諤々非常にオープンに議論をした。中曽根さんは、個人よりも国家が大事だという国家に奉仕する人間、自分を犠牲することをいとわないという人間を、滅私奉公の人間、日本民族の自覚を強烈に持っている人間、そういう人間を育てたいという考え方でしたが、臨教審の議論はそっちへいかなかった。

臨時教育審議会は教育改革の理念として何を打ち出したかと言えば、まず個性重視の原則ということを言った。その個性重視の原則をさらに具体的にどう説明したかと言えば、まず個人の尊厳だと言った。

個人の尊厳、個性の尊重、自由、自立、そして自己責任の原則といったわけです。この

最後の自己責任の原則というところに新自由主義的な感がありますが、一番根っ子は個人の尊厳といったわけです。これは日本国憲法で一番大事にしている理念です。それを再確認したのです。

ですから国家ではなく、まず一人ひとり人間が大事であるというところからスタートをした。臨時教育審議会の答申はある意味、憲法や教育基本法が大事にしている考え方を再確認したということです。そのうえで新しい考え方として生涯学習を付け加えた。

2番目の視点は、生涯学習体系へ移行ということを行ったわけです。つまり、学校中心の体系ではない。学歴だけがものをいうというのがおかしい。どれだけの学習をしたかということが大事なんだ。

そして、学校の外にも学ぶ機会がたくさんあるし、学校出ても学ぶべき機会がある。当時はまだ人生80年時代と言っていましたが、今は人生100年時代です。学校出ても人間というのは学ぶことによってより豊かに、より幸せになれる。要するに社会のために、国家のために学ぶのではなくて、自分が豊かに幸せに暮らしていくために学ぶということが大事です。これは民主的社会をうまく機能させていくためにも学ぶことはものすごく大事です。住みやすい民主的社会をつくるためには、主権者・有権者は学ばないとうまくいきません。学ばない人は騙されます。学ぶことはまっとうな主権者になるためにも大事です。

そういう意味で生涯にわたって学ぶということは、人びとが自らが幸せになるために大事なことなんだということです。それを生涯学習体系の移行という形で、全体のしくみを変えていくんだということを言ったわけです。

生涯教育ではなく生涯学習と言ったことは大事な視点です。学習者の主体性を大事にすることを打ち出したわけです。教育という言葉はどこまでいっても教育で、上から目線です。教師が生徒を教育する、親が子どもを教育するというときには、そのときには子どもたちは教育の客体、目的でしかない。客体というのは権利を否定されてしまうのです。子どもたちは学校では無権利者のように育てられていく。

日本の学校は今でも戦前の権力性みたいな体質をもっています。比較的その権力性から自由な学校職員というのは、学校司書、養護教諭、用務員さんなどで、子どもたちの評価をしないということから権力構造の中から外れている。評価というのはそこでもう権力関係が生じということで、評価しない人というのは権力から外れたところにいる。

私はこの権力関係の中で苦しんでいる子どもたちの逃げ場として、保健室登校というのがあります。保健室登校もいいですけど、もっとお勧めしたいのは学校図書館です。学校図書館も人がいなければ使ってもらえないわけで、そういう意味で常駐している学校司書がいることは非常に大事だと思う。私は保健室登校もいいけども、学校図書館登校というのは不登校対策の1つの方法としてぜひ勧めたい。



臨教審が「個性重視の原則」、生涯学習者として主体的に学ぶ「生涯学習体系への移行」、3つめに「変化への対応」を打ち出した。これは情報化・国際化という大きな変化が来ることを30年前に言われていて、それは実際に来ています。国際化というよりグローバル化、情報化というよりAI化というところに来ていたわけです。それ以外にもテロ対策、感染症対策等々といろいろと国境を越えて取り組まなければならない問題が生じています。そして、日本の国もついに政策なき移民政策がとるということになったわけです。まるで政策を考えてないのですけど、しかし、外国人労働者は受け入れいく。日本の国内でどんどんとグローバル化していく。さまざまな外国の技能をもつ人を確保するとなったわけです。そういう変化の対応をしていかなければならない。

この「変化への対応」というのも主体的にしていかなければならない。何か権力者にお任せをしていいというものではない。われわれが自ら学びながら対応していくということが大事になってくる。そういう意味で生涯を通じて学んでいくということが大事です。

この臨時教育審議会の答申の3つの教育改革の視点というのは、非常に大事なことだと思います。臨教審に対しては批判もございいます。新自由主義的な政策がここから始まっているという見方もあります。それは一面正しい側面もありますが、しかし、私はそれよりも憲法、教育基本法が大事にしている個人の尊厳、学習者の主体性、そういったものを再確認したということは非常に大事なものだと思っています。私自身はこの当時、文部科学省で課長補佐でしたが、臨時教育審議会の答申を受けて、この考え方で仕事をしていけば

大丈夫だというふうに非常に心強く思いました。

個々の提言を見ると「なんで？」というものもあります。一番現場に不評であったのは初任者研修です。あれも臨時教育審議会の答申でした。文部科学省では初任者研修の一環として農場研修というのをやっていたのですが、あれはもうナンセンスの極みでした。

それまでの学校役割というのは、一生食っていけるだけの知識を詰め込むというのが学校の役割だった。しかし、生涯学習体系というのは、学校というのは知識を詰め込むところではなく、学ぶ力をつける。これが新しい学力観といわれたものであります。そういう学ぶ力としての学力というのは、ペーパーテストで測りきれないのです。自ら学び、自ら考える力を付けていくことが大事で、学校教育の目的が転換した。

その線ですときて、その間にゆとり教育等が言われ、今はアクティブラーニングという言葉がはやりになっていますが、こういう言葉に惑わされてはいけません。基本的には子どもたちが主体的な学習者として自ら学ぶ力をつけるかどうかで、そこに焦点をおくことが大事だということは、中教審の答申としては一貫しています。確かに文部科学省はウロウロとしていますし、授業時数を削減したり、増やしたりしています。今の時間数を増やし過ぎですし、学習内容を細かく書きすぎている。さらに指導方法にまで細かく書き込んでいる。2011年の「ここから裁判」と呼ばれた七生養護学校事件の東京高裁判決は非常に大事なことを言っていたのです。「学習指導要領は一言一句守られなければならないものではない」と言ったのです。今の学習指導要領を読んだら、細かく書いてある。私も責任上、

読んだことがあります、とても読み切れるものではない。いったい何を書いてあるのかわからないことをたくさん書いてあります。あれはつくった課長が非常に理屈っぽく、学習指導要領も理屈っぽくなっています。

学校図書館は生涯学習の一番根本になる自ら学ぶ力を培う場所で非常に大事です。草の根からの教育改革で一時、非常に有名になった町が福島県の三春町です。ここは学校の統廃合の一環として学校に施設をつくる際に、施設を新しくするだけではなくて、学校のあり方自体を住民参加で考え直すという取り組みをしたのです。これは非常に先駆的な取り組みだったと私は思います。

どういう学校づくりをしたかと言えば、子どもたちの自主性を培うことを一番大事なことにした。そのためにはチャイムを鳴らさないけれども時計をつけておく。そして理科、数学、英語という教室をつくり、生徒の方が動き、理科の授業あれば理科の教室に行く。英語の授業だから英語の教室に行く。これは教科センター方式と言われています。子どもたちが受動的に何年何組の自分の席に座っていると先生の方が来てくれて、終わったら帰っていくのではなくて、自分の方から先生の方へ行くという、能動性がそこにあるわけです。

このときにつくられた中学校は、玄関に入って一番中心のところに学校図書館を置いた。つまり学校図書館こそが、子どもたちが自ら学ぶために一番大事な場所という考え方です。その周りに教科の教室が置かれている。こういう太陽の周りに惑星があるわけです。図書館が太陽で、各教科の教室が惑星であるという、そういうつくりかたをしたんです。これは子どもたちが自主性をもって自ら学ぶとい

うことを中心に考えると、そういうつくりが一番いいんだ、ということになったわけです。

例えば大学入試でも、そういう学び方が評価されるような入試に変えていく必要がある。これはアクティブラーニングの観点に基づく大学の入試ということで、大学のほうで課題になっている。

例えばお茶の水女子大というところは、新フンボルト入試というのをやっています。この新フンボルト入試というのは、理科系の生徒たちに対しては、実験をさせて、実験のレポートを書かせるというやり方で、実験室に閉じ込めてしまう。文科系の学生は、図書館に閉じ込めて、その図書館でどんな本を使ってもいいから自分で好きな本を持ってきて、それを参考にしてレポートを書かせる。その前段にプレゼミナールという授業をみんなに受けてもらって、そのうえで試験をやるのです。これを全部やるのに5日間かけた丁寧な入学試験をやっていて、そのときに大学図書館を使っているわけです。

図書館で学ぶという学び方をしてきた人たちは、その大学図書館を使って自分がそこで学んだ成果を何時間かの間に出す力を見ようというわけです。つまり「自ら学ぶ力」を判定する仕方があり、図書館を使った入試です。時間と手間がかかるというところに問題がありますけれども、私は非常にすぐれた入学方法だと思います。

公立図書館について言えば、生涯を通じて学ぶために、しかも経済的な地位の如何にかかわらず学ぶことができる。そういう人類の知識の宝庫にアクセスできる場所として、公共図書館というのは非常に大事です。これは成人の学ぶ権利保障するための最低限の条件だと思う。

学ぶ権利というのは、私は知る権利とともに民主主義のもっとも基礎的なものだと思う。この人権が保障されないと民主主義は成り立たないと思う。

私は福島の自主夜間中学で新聞を使って勉強をしているのです。新聞の一面の記事をちゃんと読むというのは非常に大事なことです。あるとき新聞の一面の右側に「日銀の金利政策について」、左側には「プルトニウム政策について」の記事（核燃料サイクルで生まれてくるプルトニウムの問題）があり、日銀の金利政策も核燃料サイクルで生まれてくるプルトニウムの問題も、いずれも安倍総理の政治が行き詰まっているということがわかる記事ですが、これを読み取るためには相当な知識が必要です。私だって金融政策や原子力政策などに携わっているわけではありませんから苦労します。

しかし、これを読み取ることができなければ、賢明な有権者にはなれないわけです。私はそういう意味で学ぶということは、民主主義が機能する非常に大事なことです。

今の政府は隠そう、隠そうとしていますから、この知る権利を実現することは大事なんです。知ったうえでそれが一体どういう意味をもつのかを判断するためには学ぶ権利を保障されていないとわからない。

知る権利と学ぶ権利は参政権、国民主権の基礎をなすものです。そういう意味でも私は図書館というのは、民主主義社会の基本となる施設である、という考えをもっています。

文科省の組織再編をどう見るか

はっきりと言ってこれは生涯学習とか、社会教育に対する軽視です。私は文部科学省の社会教育課の生涯学習政策は非常に大事な理

念でありますが、それを外して、総合政策部といってなんかよくわからない名前にしてしまっただけ。生涯学習という理念で教育全体を見ていくとしたのが生涯学習施策だった。この生涯学習の理念というのが後退しているのではないか、という思いをもたざるを得ない。社会教育課という課がなくなったということで、社会教育というものがこれまでもつていた歴史の重みが軽視されており、この組織再編は問題だと思っています。

もっと問題があると思っているのは、文部科学省の人事です。去年の10月に事務次官が交代しました。それから局長もかなり大幅に交代したのですが、この人事は完全に官邸の主導のもとで行われています。当然、事務次官になるだろうと思われていたナンバーワンのポストにいた人物が次官になれなかった。その後、退官しました。代わりに次官になった人物はその下にいた官房長だった人物ですが、二階級特進で次官になったんですが、この人物は官邸の言うことはなんでも聞くという人です。

要するに最初に申し上げた官邸主導人事が文部科学省にも置かれてしまって、安倍一強体制のもとに完全に組み入れられてしまった。官邸の言うことはなんでも聞くというような文部科学省になってしまい、文部科学省と政治との距離が完全になくなってしまったという感じがして、それが非常に危ない。

これからどんどんと政治による教育への介入がもっと進んでいくのではないかと心配しています。とくに道德教育や歴史教育の場面で、戦前回帰、教育勅語の復活のようなことがどんどんと進んでいくのではないかと心配をしています。これは現場からはね返していただくしかありません。ですから現場

2019年4月27日

で是非ともはね返していただきたい。付度を
しないということが大事なので、そこを是非
お願いしておきます。